

市有地の適正な管理及び貸付契約の法的な精査・是正
を求める決議

今般、市有地の貸付けに係る契約において、貸付期間満了時に、新たに公募を行うことなく、継続して長期の貸付けを行っている事例が明らかとなった。

通常、契約時には定期借地権等を設定すべきものと考えられるが、普通借地による事実上の自動更新を容認している事例があり、透明性だけでなく、部局間での取扱いに差異が生じており、全庁的な整合性も欠いたものとなっている。

さらに、協定書等が締結されていないため、貸し付けた土地において実施する事業内容や事業者責任が明確になっていないことが明らかとなった。

このような契約を放置することは、行政の公平性、中立性に対する信頼を著しく損なう事態を招くとともに、市有地の不適切な管理につながるおそれがあるため、到底容認できるものではない。

よって、本市議会は、市有地の貸付け等に係る契約内容について速やかに法的な精査を実施し、その結果に基づき、必要な是正措置を迅速かつ確実に講じるよう強く求める。

以上、決議する。

令和8年6月25日

吹 田 市 議 会

【送付先】
吹田市長